

新型コロナウイルスに関する各種情報

●住居確保給付金（家賃扶助）のご案内

離職・廃業後2年以内で離職・廃業前に主たる生計維持者だった方、新型コロナウイルスの影響でやむを得ない休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある方で、住居を失った方または失う恐れのある方に対し、誠実かつ熱心な就労活動を条件に、3か月を限度（一定条件により延長可）として住居確保給付金を支給します。
申請を希望する方は、社会福祉課または市生活相談センターリンクサポートへご相談ください。
☎社会福祉課社会福祉班 ☎0475(70)0330
☎市生活相談センターリンクサポート ☎0475(72)5439

●避難所における新型コロナウイルスへの対応

新型コロナウイルスの感染が懸念される状況で、災害時に避難所を開設する場合には、感染対策に万全を期すことが重要です。
現在の避難者の方へのお願い、市の対応方針は、次のとおりです。
※変更がある際は、市ホームページ等でお知らせします。
◇避難者へのお願い
①「避難」とは「難」を「避」けることであり、自宅の安全が確保できる場合は、感染リスクを負って避難所に行く必要はありません。親戚や友人宅への避難を検討し、本当に避難所を必要とする方が利用できるようご協力をお願いします。
②避難所への持参をお願いしたいもの
・水、食料、日用品、その他自分に必要なもの
・マスク、体温計等
※市の備蓄品には限りがありますのでご協力をお願いします。
◇避難所運営における市の対応方針
①基本的な感染対策
手洗い、せきエチケット等の徹底、周知をします。
②避難所の衛生環境の確保
避難所の物品等の目に見える汚れは、家庭用洗剤を用いて定期的に清掃します。
③十分な換気の実施、スペースの確保
避難所内の換気に努めるとともに、避難者同士が十分なスペースを確保できるように留意します。
④発熱、せきなどの症状が出た方の専用スペースの確保
個室や専用トイレの確保に努めます。症状のある方は、一般の避難者と区画を分けることがありますので、ご理解をお願いします。
☎安全対策課消防防災班 ☎0475(70)0303

●徴収猶予の特例制度

〈制度概要〉
新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収猶予を受けることができます。
担保の提供は不要です。猶予期間中の延滞金はかかりません。
猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。
▶対象＝次の全てを満たす納税者・特別徴収義務者（個人・法人の別、規模問わず）
①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している場合。
②一時に納付し、または納入を行うことが困難である場合。
※判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。
▶対象となる地方税
令和2年2月1日から令和3年1月31日(日)に納期限が到来する個人住民税、法人市民税、固定資産税等、ほぼ全ての税目が対象になります。
徴収猶予の特例は納付済の地方税が還付される制度はありません。
▶申請手続等
関係法令の施行から2か月後（施行日は令和2年4月30日）、または、納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。
申請書のほか、収入や預貯金の現状が分かる資料を提出していただきますが、提出が困難な場合は口頭で確認します。
☎国税務課滞納整理班 ☎0475(70)0323

●大網病院からのお知らせ

◇面会制限について
新型コロナウイルス感染防止のため、当面の間、面会をお断りしています。
◇PCR検査について
当院では、新型コロナウイルス感染症のPCR検査は実施していません。心配な方は、山武保健所(☎0475(54)0611)まで問い合わせください。
◇検温の実施について
当院玄関口にて、来院された全ての方に検温・問診等の体調確認を行っています。ご理解・ご協力をお願いします。
☎市立大網病院 ☎0475(72)1121

新型コロナウイルスに関する各種支援情報

国・県が公開している個人や事業者向けの支援をご案内します。
詳細は各ホームページでご確認ください。

〈厚生労働省〉



〈経済産業省〉



〈千葉県〉



●新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険の被保険者資格証明書の取り扱い

新型コロナウイルス感染症の発症の疑いがある場合には、帰国者・接触者相談センター(☎0475(54)0611)に相談の上、帰国者・接触者外来を受診することをお願いしています。
国民健康保険の被保険者資格証明書をお持ちの方は、帰国者・接触者外来を受診する場合に限り、被保険者証と同様に自己負担が3割または2割となります。受診する場合は資格証明書を提示してください。その他の診療は、全額自己負担となります。
☎市民課国保班 ☎0475(70)0334

●個人向け緊急小口資金等の特例貸付

千葉県社会福祉協議会では低所得者世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸し付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しています。
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸し付けの対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。
詳細は問い合わせください。
☎市社会福祉協議会 ☎0475(72)1995

人との接触を8割減らす、10のポイント

1

ビデオ通話でオンライン帰省



2

スーパーは1人または少人数ですいている時間に



3

ジョギングは少人数で公園はすいた時間、場所を選ぶ



4

待てる買い物は通販で



5

飲み会はオンラインで



6

診療は遠隔診療

定期受診は間隔を調整。遠隔診療を行っている医療機関については、厚生労働省ホームページでご確認ください。



7

筋トレやヨガは自宅で動画を活用



8

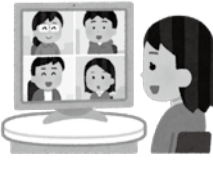
飲食は持ち帰り、宅配も



9

仕事は在宅勤務

通勤は医療・インフラ・物流など社会機能維持のために



10

会話はマスクをつけて

